

Title	莊内藩主 酒井忠徳の施政資料
Sub Title	
Author	國分, 剛二(Kokubu, Goji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.4 (1927. 12) ,p.99(573)- 146(620)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19271200-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

莊内藩主酒井忠徳の施政資料

酒井忠徳とは出羽國莊内山形縣鶴岡市藩主第九代贈從三位酒井左衛門尉忠徳のことで、幼名は豊太郎といひ、父は酒井左衛門忠溫にして、寶曆五乙亥十月二日江戸柳原の藩邸に生る。父忠溫、在職僅か二ヶ年にして逝去したるにより、明和四丁亥二月晦日年十三歳の少年にして其の後を繼ぎ封を襲ひ、

在職卅九ヶ年、文化二乙丑年九月廿五日嗣子忠器に職を譲りて致仕し、文化九壬申九月十八日江戸に於て逝去。莊内鶴岡淨土宗大督寺に葬る。享年五十八歳。法號珪徳院殿義譽俊富要暉大居士といふ。夫人は田安中納言宗武の女修姫にして、即ち松平越中守定信白川樂翁の姉君である。

忠徳襲封の際は、其祖父忠寄幕府の老中となり

て多大の藩費を使用し、且つ其夫人は前田加賀守綱紀が養女實は淺野安藝守、吉長の女即ち綱紀の外孫蝶姫のこととて、是等の關係上其交際も百萬石に準じたれば、從つて藩中にも奢侈の風自然に起り、殊に其晩年には借財も大いに嵩み、藩の財政愈々逼迫し、疲弊其極に達したといふ程であつたのみならず、祖父忠寄逝去し、父忠溫襲封すれども在職僅か二ヶ年して之亦逝去といふ次第なれば忠徳の困窮は推して知るべきであつた。仍て忠徳の逸事錄である『存耳錄』にも左の如く記してある。

公忠徳ノ初御入部ハ安永元年六月也、御歳十八歳ノ御時也。其頃御勝手向御不如意ナリシカハ、旅費ノ惣額江戸表ニテ悉ク調ヒ兼シヨリ、諸有司相議シ、半額ハ庄内ヨリ半途迄御迎ヒニ差登スルヲニ取極メ、江戸御發駕有シ所ニ、信夫郡福島ニ御止宿ノ時迄モ御登セ金、到着セズ、御用意ノ金ハ既ニ拂ヒ盡シタレハ出納ノ役人當惑

シ鬼セゼン、角ヤセント、案思煩エルモ詮方大
ク、有ノ儘ニ言上シ、此上ハ御金到着迄、此所
御滞留ノ外被爲在間敷旨申上ケルニ、公曹ク
黙シテオハセシガ頓テ御双眼ヨリ御涙ヲハラハ
ラト流サセラレ、拾四萬石ノ分限ニテ、僅カニ
百里餘ノ旅行ニダニ費用整ヒ兼ル程ノ不如意ニ
テハ、御軍役ハ迫モ勤ル間敷ゾト仰ラレ、深ク
御痛悼ノ御容體ニ見エサセ玉ヒシ云々。

(存耳錄)

然り此藩中農民の困窮状態は、寛政五年丑三月
朔日莊内藤島村禪宗種耕院の僧が死を贈して、藩
主忠徳に上書した、此上書を見れば如何なる状態
なるか、また其原因は何れに發して居るかを窺ふ
好資料であるから、繁けれども左に掲ぐ。

乍恐以書付奉願候

近年不作相續御領内惣百姓一統困窮仕其上御田
地御高掛リ浮役諸雜用等も過分ニ相成候故御年

貢出方も年々相増申候於、御前御百姓家困窮之
程、御憐察被爲遊御徒目付衆之廻郷被仰付御百
姓困窮之筋御尋猶又願之義有之者無心置可申聞
之趣被渡、御上え可逐披露之趣委細被申渡候得
共村役人より御徒目付衆廻郷之御沙汰有之節御徒
目付衆之一言も申上間敷候様兼而村中惣御百姓
之相觸置候ニ付困窮之程御歎申上候者壹人も無
御座候若願書差上候而筋々より不調法ニも相成
如何様之曲筆も被仰付候事相知不申と存左候得
者我壹人ニ不限親兄弟妻子ニ至迄及難儀候故
御上を恐是迄敢而申上兼候於、御前者百姓困窮
之段被遊御救度思召之旨御領内惣御百姓一統拙
僧式ニ至迄難有奉存候得共下々御役人中不取計
ニ依之、御前之不能蒙、御憐愍萬民心をこがし
居候夫ニ付拙僧御郡中惣御百姓之爲不惜身命素
情を申上候御百姓困窮之義者御上より不納米才

分ニ相成御年貢取立者年々ニ相増候 享保年中
之御年貢取立より當時御年貢御取立者一倍ニ相
成候故御百姓困窮仕候御田地相續仕兼候者數多
相見候依之奉願候何卒以御慈悲御領内惣御百姓
之右不納米内才覺米之御借米不殘被下置猶又浮
役諸雜用等も御減少被仰付其上御百姓御年貢御
取立之儀者享保年中古來之通被仰付被下置候ハ
ハ御領内惣御百姓者不及申拙僧式ニ至迄生生世
々難有仕合可奉存候於拙僧者御上より不納米内
才覺之借物者一粒一錢も無御座候得共當用の衣
食身分相應之仕抹致居候得共於 御前御百姓御
慈悲之御思召奉推察又者御百姓困窮之模様を遂
御披露御賢慮之上御百姓御引立被爲遊萬民豐饒
にして萬歳を唱へ猶又於 御前末之世迄も國家
中興之仁君と爲奉仰候様仕度候拙僧申上候處全
く私之爲ニ非す誠ニ御上之御爲之外者別義無御
座候萬一心事相違等有之者奉誓上者梵天帝釋四

鎮守日吉山王權現蒙神罰者ニ御座候恐惶謹言
丑三月朔日(寛政五年)

藤島村 種耕院印

奉
邦君殿

(種耕院上書)

尙右の口上書を左に。

口上

乍恐申上候今度拙僧申上候處者誠に御上之御爲
御百姓之爲外ニ無御座候然者只今迄御百姓掛之
諸役人御咎被爲遊候而者出家之身分として甚歎
ケ敷義ニ御座候間何卒只今迄御百姓御取扱之御
役人中を御咎之義者偏ニ御赦免被成下置度奉願
候唯惡事を改善事ニ還候様仕度候右之趣御役人
中を御咎御赦免被下置候ハハ御百姓困窮之筋御
年貢御取立又者浮役諸雜用之懸リ様ニ々御聞ニ
達し候様ニ手段を申上度奉存候其上ニ而御百姓

る御年貢御取立又ハ浮役諸雜用等も御定法被仰付被下置候ハ、御百姓一統難有可奉存候又御百姓御取扱之御役人之内ニ者定而御百姓之爲ニ右様申上度思召御方も可有之候得共大勢之御役人中之御迷惑ニ成候事氣之毒ニ思召委細者申上兼候答ニ御座候若拙僧御願申上候義御心ニ不叶義

も御座候ハ、如何様之曲事ニも被仰付被下置度

候拙僧一身を以御領内惣百姓之爲ニ身命を捨候事者對御上御恨毛頭無御座候恐惶謹言

丑三月(寛政五年)

藤嶋村 種耕院印

(種耕院上書)
而して種耕院は、百姓の實際困窮して居る状態を確實なる資料に據り其證として書添へたものがある。即ち左に掲ぐ。

藤嶋村上町

また種耕院は其監督官廳ともいふべき寺社御役所の訊問に對し左記の如く答申したのであつた。

御尋ニ付申上候

拙僧儀者藤嶋村種耕院に拾貳年以前寅三月中入

院仕候乍恐今度於御前御百姓御憐愍之御思召

を奉推察御百姓困窮之筋御上に蒙披露御百姓之御憐愍之程爲蒙度志願ニ御座候間當月廿一日お

御持筒町旅籠屋與兵衛と申者ニ止宿仕乍恐御前之御出駕奉伺出訴御歎申上度義ニ御座候以上丑三月廿一日

藤嶋村 種耕院印

歲三十五

寺社御役所

(種耕院上書)

御高六百貳拾六石五斗三升九合壹勺

内貳百六拾六石餘 御百姓持高

内三百六拾石餘 潰御百姓高

此高を御上え差上高ニ御座候得共村役人支配

致し名子水呑之御田不持ものニ表田渡リニ作
らせ申候

一 米千七百七拾八表三斗九升 以前亥年大不納
内 千表 米貸ニ而此利米拾表貳斗三升三合

内 七百七拾三表貳斗五升貳勺買入米と申金貸

ニ御座候

此代金三百四拾壹兩八拾四匁貳分三厘 元金

此利三兩七拾六匁八厘 壱步壹厘利

右者當年より三拾九年以前亥年大不納と申利米拾
表貳斗三升三合と金三兩七拾六匁八厘年々御代
官所ニ而御取立ニ御座候

一 米五百表餘 亥年以來凶作之節出來候不納
此利者貳割とハ申候得共其年々米直段高下
ニより或ハ貳割或ハ三割又者四割五割定り
不申御取立ニ御座候

(同村中町 同村下町の部省略)

莊内藩主酒井忠徳の施政資料(國分)

出來候不納米村方ニ而年老之ものニ承候得者當
年より三拾九年以前亥年凶作ニ而困窮之御百姓御
年貢上納致し兼而御年貢米拾表不納有之候所之
利足米拾四表懸リ元利米貳拾四表ニ而翌年御取
立ニ御取立ニ御座候拾四割之利分を掛而御取立
ニ御座候間只今も亥年拾四割不納と申傳候御高
貳千百六拾三石餘之村方ニ而家數貳百軒不足之
藤嶋村ニ而亥年ニ八千四百四拾七表餘之不納米
と申者不思議之不納米ニ御座候御高貳千百六拾
三石餘之村方ニ而壹年よりの御年貢不殘不納仕
候而も三千表位可有之候外ニ夫食米千表も拜借
仕候ハヽかヽる四千表位之不納と相考候處八千
四百四拾七表餘之不納米御座候是等者御百姓困
窮之根本ニ御座候御百姓困窮之義者藤嶋村ニ不
限御領内一統困窮仕候得者定而他之村々ニも不
納有之御年貢御取立も過分故と相考候ケ様之御
百姓が譬者上作か百年續候而も御年貢御取立減

少不仕候而者御百姓困窮者行直リ不申候猶又右之不納米も上納成兼候間今度拙僧御郡中之爲御百姓ニ成代リ右之趣御願申上候

御高壹石ニ付當時御取立之次第

一 米三表壹斗壹升三合貳勺内壹表壹斗八升壹合壹勺正年貢ニ御座候殘壹表三斗三升壹合六勺者不納利足米御高掛浮役諸雜用ニ御度候當時御料候御高壹石ニ付米壹表壹斗八升之御取立ニ御座候於御領内ニも享保年中之御取立之由老年之御百姓申傳候左候得者享保年中御年貢御取立ハ當時御年貢御取立者一倍分も過分ニ相成申候是ニ而御百姓困窮之筋御賢察可被遊候

上田壹反步 御高壹石五斗

取米八斗壹升 免五ツ四歩
口米三升貳合四勺

外ニ

一 米壹升五合 肝煎壹步給

一 米壹升五合 高壹步夫米

出表合貳表七升八合四勺 正御年貢米ニ御

候

當時御年貢御取立者御高壹石五斗ニ付米四表三斗六升九合八勺之御取立ニ御座候

右壹反步之御田地を稍百束刈と申候此所を手作ニ仕リ隨分出精いたし當年者上作と申年者藤鳴村者百束より作徳米四表ならで出来不申候然處當時之御年貢取立者四表三斗六升九合八勺ニ御座候右之作徳米不殘上納仕候而も殘三斗六升九合八勺之不足米ニ御座候右壹反步を小作人ニ作らせ候時者表田渡米貳表三升ニ御座候右御年貢出方之内表田渡米貳表三斗引殘貳表六升九合八勺不足ニ御座候ケ様之御年貢御取立故御百姓常年困窮いたし不納米等過分ニ相成申候小作人と申候者濟御百姓之御田地不持者ニ御座候故他之御田地を耕作いたし渡世仕候譬著作徳米四拾表

位も生れて御田地を貳拾五表位ニ作らせ申候是
を表田渡とも小作人とも申候

(中田。下田。下々田之部省略)

右之通藤嶋村御高貳千九百六拾三石餘之所家數
貳百軒足らず之村方ニ而壹萬九百五拾壹表餘之
不納米有之又上田壹反歩と申者手作ニいたし隨
分出精仕上作と申年者作徳米四表ならで出來不
申御田地る當時四表三斗六升九合八勺御年貢御
取立ニ御座候右壹反歩之作徳米四表不殘御年貢
上納いたし候處殘三斗六升九合六勺之不足米御
座候ケ様之御年貢ニ而御取立御田地相續之御百
姓者親兄弟妻子共ニ皆散々ニ成不納米利米之爲
一生死せる迄御家中或者町家に奉公致候者數多
御座候ケ様之者共の如何思ふべきと御推察可被
遊候一國之君者一國之父母と承り及び一國の主
として一國之民を子之如くするは國主御心得ニ
御座候民を愛せざる主ニハ天道禍を下し國柄を

扱ふ御代官之職分と奉存候然ル處當時者御取立
計者我役と存支配下之百姓を治るの役人と存候
者壹人も無御座候左様と相見御年貢をは嚴重御
取立被成跡ニ而御百姓か潰れろかこわれろふか
御構被成ず候我利德ニなる事なれバ御百姓か潰
れよムか御上を恨ミよムかさつぱらとんちやく
致さぬ扱て氣之つよひあそろしい御役人而御座
候ケ様之御役人に今度於、御前御百姓因窮御引
立之御沙汰被遊候而も御同心いたし御百姓之爲
ニ成事を申上候者有之間敷候と奉存候、御前より
只今迄之御年貢ヲ御末御百姓を過分ニ取立候様
ニと被仰付候ハ、御意ヲはやく畏リ候と御返事
可申上候得共御百姓御引立ニ御同心不申候事者
定而我々勝手ニ不成事有之と被考左様無之候ハ
ハ、御前ニ成代り御百姓を可引立我々か、御前
之御心勞をよそニ見て居る事こそ難心得事ニ御
座候誠ニ於、御前御百姓因窮を御引立被遊度思

召候ハ、乍恐拙僧一言申上度御座候間御免被下
置度奉存候。

(種耕院上書)

此の種耕院上書別書には、讃岐國高松の松平讃
岐守の事件に擬へ、藩の惡政、即ち農民が如何に
困窮して居るか且つ其原因をも述べ、最後に松平
讃岐守が其臣西尾縫殿をして此惡政を改革して農
民を安堵させたといふことを述べて居る。其概略
を左に掲ぐ。

風聞書之覺

或時百姓兩人連ニ而咄し行候を聞ニ壹人之百姓
申候ハ「百姓と云ものハ苦しきものではないが、
春は氷水から田ニ入打やらかくやらするが責て
飯米ても有ての事ならは我等隨分百姓ハ面白け
れとも田打ながらも飯米のない事が苦ニ成ル、
明日ハ何方に行く、借用か、又何を質ニ置て飯
米を買ふのと云事案事で田打にも力が出ぬ、貴
様もそよて有ふ」。成程我等もそよだしだが、

此様ニ苦ミをしても難義しても秋ニ成て安閑ニ
もなればよけれども御年貢ニ責られる、今から
案事て居ル、稻を取納て御年貢拵ふ時者眞米を
バ御年貢ニ上納して、我々ハしひなを團子ニし
たり、碎け米の糧飯ニして續た、此様ニまつし
き暮し方でもさうぱり御年貢は上納ならぬ、其
時じやハ肝煎、大庄屋、手代達ニなひものをせ
びられ、其時の苦しさハほんに地獄の責た、内
心ニハ何盜人めかと思ふて居るけれども、御年
貢と名付取立ル米なれば、御上を恐れ、口答
もならず、御尤く^{あやまつ}と誤て居ル。——當時の役
人を見るに肝煎と云人ハ、平日羽織を着シ、足
袋をはき、大きな印籠市着をぶら下ケ、肴ハ喰
次第、酒は呑次第、仕事もせずニ遊て居ル、御
上の御あてかひよりハ一倍の暮し方じや、其土
金を溜るでないか、大庄屋、手代ハ肝煎よりハ倍
倍じや是を考へて見れハ、盜まずにとこから出

るものじや、掲貴様夫程ニ知て居ルならば御上
之書付ても上ケて御百姓の爲ニなればよひ、掲
掲貴様ハ其時勢をしらぬ、あれも隨分心かけて
居れども、當時願書を上ル役所かない、書付と
云ものハ下々る上に順々にあげねばならぬもの
だ、先百姓の願書ならば肝煎同心之上大庄屋に
差出シ、大庄屋から御代官と段々ニ上るもの、
夫を御代官や、御郡代に差出せハ、御取次ハない
筈、夫を押て差出せハ強訴と云て捕べられ、御
吟味之上御追放カ永牢ニ成ル、又大庄屋肝煎之
之願書ならハ、御年貢たんと出したいと云書付
ならハ早速取次ふけれ共御年貢不足ニ出シたい
と云書付ハいつ方も取次ものハない、御年貢か
不足ニなれば、御上の御爲ニならぬと思ひ、又
我々の儲も不足ニ成ル、當時の役人ハ百姓方より
米壹升も數増を御上え之勤功、我役徳と覺へた
もの、上ハ御郡代より下ハ肝煎ニ至迄、百姓懸り

役人は皆其心得て居ル、百姓を大切ニ思召ハた
だ殿様計也。殿様何程百姓大切ニ思召ても百姓
の爲ニ成事あらは申上れと、下々之御役人ニ被
仰付候而者、逆も百姓の爲ニ成様ニハならぬ、
夫をいかにとなれハ、當時の役人を見るに、皆
百姓のものを掠め取て居ル故 殿様より御直ニ被
仰付ても我懸事御上に披露なるまい、役人、百姓のも
此のあんばいじや、私欲の爲ニ身を失ふものゝ
あれ共、國家之爲ニ身を捨る者ハない、然者役
人とさへ名付ハ、儲のなひ役人壹人もなし、御
普請方ハ割役、大杖突、小杖突逆有、段々御普
請所を見分して、御上に人足積りて申上ル、此
所者千五百人役所者八百人と積りて申下ケ、譬
ハ今度之御普請所は千五百人と積りて申上ル、
千五百人之人足米者五拾表貳斗じや、其所を八
百人程て出來ル様ニす、殘ル七百人此人足米貳
百表じや、此内五表程者、御普請中の諸役人

飲喰の雜用ニ成ル、殘拾九表貳斗御普請掛りの
役人が配分する。御郡中之御普請米之御高百石
ニ付、米七表宛者御定りた、然處當時者百石七
表之外ニ、内人足とて六七表宛懸り、百石ニ都
すれバ、百石七表ニ而も余ル、役人、百姓のも
の盜と云バ、土藏家を破る様てはなし、此手段
て盜ものだによつて、御上て御存知もなしハ御
尤た。又大庄屋肝煎も、此通だ、金壹兩難用懸
れハ貳兩と書出し、三兩懸れハ五兩と云出し、
浮役諸雜用も皆そみじや、浮役諸雜用も皆御年
貢と名付取立ル。享保年中より御年貢の出方どん
と一倍ニ成た、一年ニ二年ぶりの御年貢を上納
する、そこで御高拾石持た御百姓者、不納米を五
拾表百表ツ、明て潰れる。あらが村方者家數貳
百軒程有て、御高貳千石程有所だ、内八九百石
ならで持高ハなし、殘ル千石余ハ皆潰れ、百姓

の御高で御上に上り高ニ成て居ルを、村作と云て其所之村役人支配して名子、水呑の御田地持たぬ者ニ作らせ、表田渡シニシテ、稻千刈之御田地を廿五表之積ニ作ラせる、當時御年貢之出方てハ千刈廿五表てハ一向ニ足らぬ、足らぬ所之御年貢ハ八九百石之持高之百姓ニ與内と云て御取立じや、御高壹石ニ、貳石余りの御高懸りの浮役諸雜用が懸る、御高持之百姓も去年者暮したが、今年者潰れるか、今年者暮したが、來年者はどふであらふと安心せずニ暮して居ル。中略百姓ハ年々困窮ニ成、下々の役人故ニ罪もなひ御上を恨むハ百人ニ九十人ハ有る。百姓を引立たひと思召 殿様之御心一つを樂ニして、今年ハ百姓之爲ニ成事が有か、來年ハよひ事もあらんかと、皆百姓ハ待兼て居ル。又左もなくてハ此通ニ成行ふものならハ五七年か内ニ百姓を騒動か出る。又今能役人か有て、我身を捨て御上

之御爲百姓之爲ニ、百姓掛り諸役人之模様、又御年貢出方浮役、諸雜用之懸り様共ニ、一々殿様ニ申上て呉れハ、よけれ共、當時能役人がなひ。然者能役人がないか、成程壹人もなひ、能役人と云ハ、御上之御爲ニも、百姓之爲ニ成ル、是を能役人云、扱御上之御爲ニなれハ、百姓之爲ニならぬものじや、どよして兩方の爲ニ成様ニしたものじや。今百姓る我勝手成事、ケ様ノニ被仰付被下置度趣を申上、夫を打置すに、御上に申上、御上て定而御物入か、又御不益ニ成事故ニ早速ニ者、御聞濟者有まい、所を私の爲に非す、百姓之爲じやニ依て、幾重ニも取つくろふて申上ル、夫でも御聞濟之なひ時は、我命向え突出して申上ルもの也。成程御上之御不益之様ニハあれ共、是百姓をなつけ德をしくと云ものて、國家長久の基ニして天理ニ叶ふと云ものを、民なつき、徳ニ服して、國家を失ふもの

ハナヒ、是を國家の大忠臣と云。又百姓も右之趣願書を差出せハ是は御不益ニ成と心得て、重而此様な書付ハ差出すまいと、百姓共をしたゝかにもどして御上に者申上ぬ、ケ様之役人者御年貢ても取立る時者、百姓共痛辛くをびり有て、米壹升ても、たんと取を御上之勤功と覺へたもの、御上之御藏ハ滿れ共、百姓者年々困窮する、是民の心日々ニ離れ、國家危に至る、是を天理ニ逆と云、民の心日々ニ離るゝ時者、國を失ふ、御上之御爲ニ成様なれ共、却而御上ニ害をなす、是を國家の大佞人と云、天ニ順ふものハ榮へ、天ニ逆ふ者ハ亡と、古人もいましめ給ふとかや。然ルを當時之役人、只眼前の利徳に免てゝ、國家長久の謀計をしらす、御上ニも此道理を能々考へ、下々の主君たるもの、心得なるや。中畠先年天草一揆も寺津、松倉之役人百姓不拔ニ而困窮故と相聞ゆる。左すれば、殿様

と云て下々之役人任せに計して置事もならぬ、萬一の時ハ夫を申譯ニもならぬと見ゆる故ニ、前車の覆るを見て、後車のいましめとなすと云は、第一の心得也と見ゆると云て、兩人立別れ行方しれずと申上ル。讚岐守様一々御披見被遊兩眼ニ御涙を御催し被遊、是全く下々の役人共の咎ニあらす、我罪也と被仰、我是を聞事を得すんハ、殆と國家の大事ニ及ハん末武運の盡る所ニして、天道我を助るもの也。斯百姓の困窮するも不便也、片時も早く安堵爲致度候間、右之趣早々申渡遣と御意被遊候得者、西尾卽日ニ一家中諸事格式猶又御郡中惣百姓に、諸事御取立之儀者五拾年以前古來之通、被仰出候間可得其意趣觸達し、五拾年以來新法之諸役人者其役抜御取上ケ、其人をも御咎無之故悉く無事ニへるに似たり、手の舞足の踏所をしらず、萬歳

を哩へ喜ひあへりと承り及候。於當御領内左様之風義者有之間敷候得共、少々似たりの事が相見へ候間、今度之御百姓御引立御賢慮之一助ニも可相成事も候と存、心底を不殘申上候。

(種耕院上書)

註 右文中、五十年以前とは忠眞時代(天和元——享保十五)に水野元朗、加藤政發等家老となりて藩政を振興し各種の制度を定めて後年の基礎を築く。即ち忠徳の弊政改革は彼の制度を復古せるもの多し。五人組制度の實行及び代家といふ村役人の宿泊所を設けて彼等の出張滞在等の入費を節約する制度を創めたるも彼時なり。

以上の如く種耕院は忌憚なく上書したのであつた。如此、疲弊せる藩の財政を忠徳は如何にして救濟したか。乞ふ次の資料を見よ。先づ藩廳では彼の種耕院を左の如く五十日の逼塞に處して一段の処を付けた。

藤嶋村 禪宗 種耕院

其方儀志願之儀有之由ニ而先月廿三日可及直訴と御出先を窺罷出候次第、法を越へ候致方不届

而して藩廳にては種耕院を、刑期満了の後ち御用屋敷に召出して、御菓子、白木綿壹疋、御金拾兩を與へて之を賞したのである。

註「重キ御法事」とは其年二月三日に營みたる忠徳の母心珠院の法要である。

さて大改革に就ては彼上書が原因となつた譯ではあるまいが、少くとも誘因とはなつたらしい。即ち翌寛政六年に忠徳は時の郡代白井重行(字子衡、通稱矢太夫——矢太夫——矢太由)を召して左の改革意見を徵した。

農民連に困窮仕り衰微に趣き行直り不申様子に相見へ申候付、郷方之儀愚存も御座候はビ申上候様被致仰出奉畏恐入候には奉存候得共

相當赦をも被行候御時節ニ付別段之御沙汰を以て逼塞申付候 以上

四月(寛政五丑年)

(種耕院上書)

左に相記し奉入尊覽候也。

一 當時

封建之

御世に

て、唐

虞三代

の如く

なると

も御作

法大違

ひにて

上下一

牀之幕

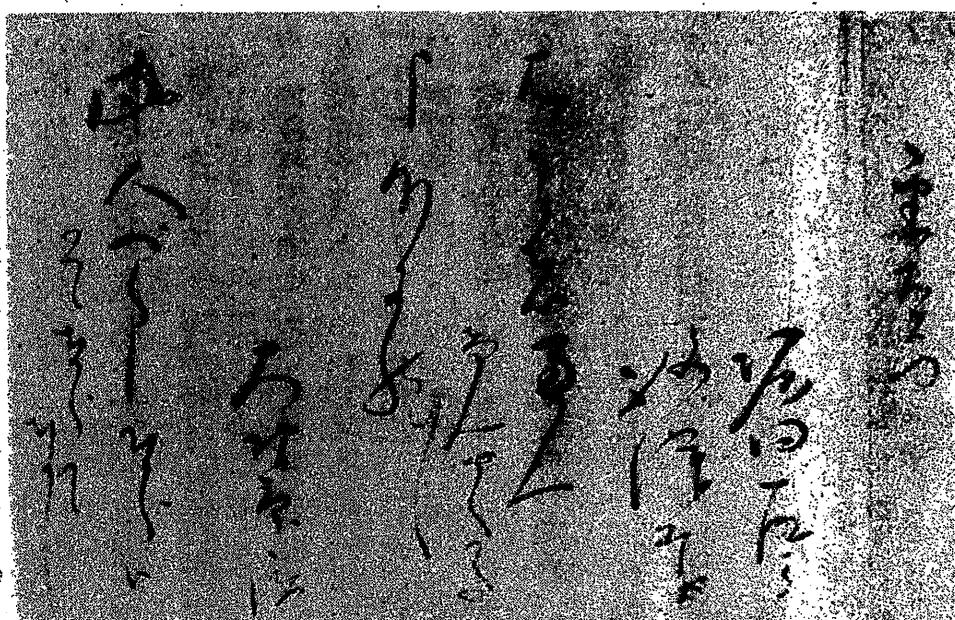
シ方に

非るに

十一之

年貢にては不濟ことなり。御郡中は大概に五貢

蹟 井 德 筆 酒



四民と申なり御入國の時柴谷武右工門始て御田
法相定めしより、享保の頃迄に成り就せし
自井重行筆中は地面上よき處なれば、隨分其宜
に相協ひ是にて農民之困窮せし事は聞かざるなり、

郷方懸り物と申もの漸々相増し、近來別して甚しきに至り、農民の困窮是より生ぜし様に見ゆるなり。浮役相増せしは、世の移り行くに従ひ風俗華美に相成り、諸役人の遣ひ方多くなりたる計りにもあらず、私曲の筋も聞ゆるなり、一度私曲を爲し初むる者有れば、後役は仕來りの役得と心得段々に增長せし者にて、當時諸役人の所爲にも有る間敷なり、其本は郷方の御法寬大なるより生ぜしなり。人の質朴なる時は其害も有るましけれども、近世に至り其弊出てたる者なるべし。愚存には仕來りの害なき事は成り次第仕來り通に致し害有る事は改革致したきなり。其本を正さずは、數十百年以來の私曲ゆへ相止むまじきなり、相止まさる時は、縦令莫大の米金下さるゝも一時の事にて、永くの御仁惠にはあらざるなり。私曲相止み浮役相減する事専一の事なる可し。

懸の事なりしに如何なる故にや去年頃より御郡奉行に譲りしなり。御郡奉行の方にて埒明く事には聞かざるなり是等の類御改革有り度事なり一時も無く聞ゆる者は村遣金と申者なり申年以來は如何有らんか、故は御代官勝手次第に、

一 郡門家懸意の者等に用立て返済滞りても、夫れ切に相済み、在役中遣ひ込みても、跡役の者呑込めは相済み、無據所の無盡の賴有れば村遣金を以て加はり、自分の有金又は郡門家等の賴を得れば、村遣金に入れ、鄉貸に致し利息を取り、村方にて良き田地賣る者有れば村遣金にて調へ、役所の田地に致し農民に預け置く類もあり、尙も無き事なり。八九年計り以前の村方の雜用金、四郎三郎酒田富泰本間家忠興祖光正公諸組に貸入れ、村役人の脇才覺を止めしなり、一割年利の金にて春頃申立る時は、彼是申して貸さず、秋冬の頃に至り貸渡す故、却て高利に當るなり。加之金高

定り居る故、不用の者にも割渡すなり。其上、勘五右工門仕來り改役にて奸曲を爲せし故、浮役別けて多くなりたるなり。右類の改革にては却て民の毒を増すなり。兎角其本を糺し諸役人の私曲施し難き様に致度事なり。

一 郡方御法の大寛なる處は農民の上納の浮役米中邊より直に諸役人の手に入る者多きなり、是れ故私曲も爲し易きなり。御改革にて郡方之浮役惣元締御郡代年番特になリとも致し農民より指上る米一粒なしとも中邊に散せず、一旦は殘らず、惣元締の役所へ相納めたる上、御代官へは役義相勧め、迷惑ならざる様に御手擬米、上方被下置、手代は御郡手代の如く御給人に致し、六七石の御給石に御定め、外に御手擬、上る有り度なり。昔無足代官の處、當時は御家中の勤に無理ても有る間敷なり。國家萬一の事有る時も、

御給人ならば諸事宜しかる可し、手代の數減ずる事に至らば、御定番になりとも致度なり。在町之者にては憐む可き者なり。

一 利附の米金農民貸渡す事、善政には無き事なり。縱ひ高利の金を利安之金に貸代るとも、民は愚昧なる者ゆへ、初は悦びても後には却て上を怨る類必有る者なり。小利の爲に大徳を失ふは、衰世の悪政ゆへ輕からざる事なれば、もし村遣ひ金、上の御物の様になりて、障る筋有らば金主御立て可然なり。唯四郎三郎本間光丘輩財利にかしこき者なれば、油斷はならぬなり。村遣ひ差間へ無き様に、時々惣元締の役所より御代官と郷中役人に渡し、年々御勘定目付見届るならば、私曲もある間敷なり。

一 御郡代は農民を司どりて扱ふ役なるに、近來は民の扱は、御代官に任せ置き、取立役の様になりたるなり。是れ故自然と聚斂の臣になり

行きたるなり。聚斂の臣は、盜臣より惡しと古書にも戒められたるは、忠臣の様に見へて其實一に致す事勿論なれども、今年御益にて、明年其害出づる事にては、却て御不益道なり。御郡代、御郡奉行、御代官一致になり農民を取扱ふならば、民の困窮も直るべきなり。凶年の時の御代官損毛を申立つれば、御郡代不取立兩三度に至りて、無據取上げ譬へば御代官四割引と云へば、御郡代三割にて引受けと申し、彼是不相濟時は、終に御檢見となるなり。御檢見に出る者不參内至極の事なれば、多くは御郡代と御代官と争ひたる中分に引て歸るなり。又世に媚る心有る者出れば、御郡代の意に合ふ様に引て歸るなり。不檢見して歸るも同様の事にて數日民の費をして廻村するは、埒も無多事なり、尤其しきは彼是手間取る中に、雪、霜、大風等に逢ひて上

の物にも、下の物にもならず、過半土にする事折を有るは歎かしき事なり。是れ全く不納米御代官才覺金にて上納致させ、當座相濟む故御郡代無理に押付るなり、御代官は御郡代を畏るゝ事虎の如くなれば、強て争ひ兼るなり。組方の破れに至れば、罪は御代官ばかりに歸して相濟めども、上より大分の米金を御費し相片付るなれば御郡代年々の骨折一時に無になるなり。其度毎に民の傷になるは歎かしき事なり。御改革にて惣元締御郡代懸りならば、自然と相和し一致になるなり。民の身體直る時は定免の事故、大抵の凶年は、檢見に及ばずして可相濟なり、是れ上の御益道なるべし。

百姓は財の餘らぬ様に、不足も無き様に、治る事道なりと、佐渡守 本多正信 言上せられしは、中道に相協ひし言なるべし。けれども多勢の萬民家内の細事、盡く中道を得る事なす難き

事なり。是故、聖人も富えとは言はれたるなり。民渡世の業なれば、善を守ること無きは、古今一轍なり。今禁を犯し、刑戮に陥る者、其初を尋れば、多くは貧窮より生ずる事故、心有る者は哀矜するなり。萬民富有になる時は、妻子親族打寄り生を樂み居り、自然と其身を大切にし、悪事を爲すこと無きに至るなり。衣食足り榮辱を知ると、管仲も申せしなり。唯後世民を誤る者は博奕なり。是を禁ずる事肝要なり。度々御制禁有れども止らざる事なり。其本を御制し有り度なり。先御郡中商人の手に有る博奕の道具御寛恕を以て、残らず寄金にてなりとも御買上の上、大庄屋の宅にてなりとも悉く焼捨て、以來の賣買屹と御禁じ若犯す者有らば、急度御叱りの上、過料申付度なり。隠し置く者有らば、同罪なり。買置きたる者も肝煎迄差出させ、一緒に焼捨て度なり。是亦隠し置く者同罪

なり。且五人組を急度立て度なり。是は其源三

り。

代に始まり、秦之時、法家損益し、後世の民を治るに便利の法と云へり。是に因り斟酌して用ひ度なり。今御郡中に遺法有れども、屹と立たざる故、是を立て一家善有る時は、四家共御賞與を蒙り、一家不善有る時は、四家共に御叱りに預る。斯くの如くなれば、仲間吟味油斷無き故、博奕等も自然無る可し。五人組の者も右に準じ、夫々に御法相立て、孤獨の者は、上より扶助被成下、五人組は勿論、一村中都て睦敷相成、奢侈遊興等の事、互に戒めてなさざる様に、大庄屋得と申含め、日附役之者時々廻村致し、善惡申出る時は、御郡代、御奉行は御沙汰の上、果して風説の如くなる時は、御賞罰有り度なり。善に疑はしき有らば、重き方には可し。惡の疑はしき者は、軽き方には可し。是れ聖人の道なり。斯くの如くなれば、民の風俗も直るべきな

一、御城下の家數漸々相増は、農民か商家に變ずる故なり。一度商人になる時は、又農民となり難き者なり。村中にも十に二三は商人の業にて、渡世する者有りと聞ゆ。本を捨て末を逐ふ者多くなり、行ノハは國政の上に大に嫌ふ事なり。其上近來之新地、田地を潰し、屋敷となすなり、是れ大切な事なり、以來屹と御制禁有り度き事なり。

一、田地賣買は農民の私曲より出でたる者なり。民は後の了簡無き者故、斯くの如き事を仕出すなり。政の上には不容易事なり。萬事相定りたる時、買置たる田主へ、村役人申談し、上より年賦の金子にても御貸渡し無くば相濟間敷なり、公義御定の年期も有る事なれば、一段々に済まる事は有る間敷なり。以來農民持の田地據なき事にて賣拂ふ事に至りし時は、大庄屋吟味の上、

相伺ひ御指圖を受ける事に致し度なり。賣買必至と禁する事は無理なる事にて不宣といへり。

一 神社佛閣、近來別て華美廣大に相成るは不宜事なり。其實神佛の本意を失ふ事なるべければ、俗僧輩愚昧の良民を勵め、過分の米金を費させ、永く四民の疾を遺す事、國政の上にては禁すべき事なる可し。

一 治平久くして弊の生ずる事、譬へば人の勞瘵を煩ふ如く、漸々に進み、肺を疾み、肝を疾むの時は治す可きなり、五臟共に疾み、元氣衰ふるに至りては治し難きなり、治し難きを無理に治すれば、却て死を速くに至るなり。良醫は治す可からざるを知りて、保劑を用ひ大事になし置く故急變なきなり。國家も亦大衰微に至りなり、障れば却て禍を速に致すなり。老子が、大國を治るは、小鮮を烹るが如しといへるも、

當時の爲に云ひし言にて此意なり。是即權道なり、未亂に治め、未危に安んずるは、國家を治るの常道なり。他國は大衰微の處もある様なれども、御郡中は、格別にて疾まだ深からざるなり。是れ當時肝要の時なり。其上古今畏る可き者は農民たり。今度御改革の御仁政専ら農の爲めなれば、民始より踊躍して悦ぶ可きなり。上にて小利を得る事無ければ、人の怨もある間敷なり。唯中邊の諸役人、當座困る者有るべきなれども、中夜深く考ること有らば、御寛恕にて罪の御糺もなく、役義も勤る様被成下、御給人に昇進し、後來の安堵を思はし、是亦悦ぶべきなり。少しも氣遣はしき事有る間敷なり。昔三代の初め、古今を考へ、時世を渡り、人情を察し、數世の後を慮りて立てたる治法なれども、君起りて、其弊を改め、度々衰を盛に返したる

故、六百年の太平を保ちしなり。夏周是に及ばざるは、賢君起らず、段々崩れになりたるなり。

是其初聖人に優劣無けれども、後の人君の優功に因りて短長有るなり。封建の崩れは、必諸侯

相兼るに至る者なり。千秋萬歳の後若天下事有らば、衰微の國は一朝に合せられ、公義の御用

にも立つ間敷なり、是れ誠に慮る可き事なり。

足食、足兵、民信之三の者は國を治るの常道にて、一も缺る時は、誠の治國とは難申なり。足

食の道は農民裕なるに在り、今農民尤急なれば、

足食を第一になされ度なり。執政の者共心を盡して、治む可き時なる可し。

丑正月

白井矢太夫

(白井重行改革意見書)

右の上書は藩内疲弊の原因と、其救濟策の根本方針とを示したものと見て、然るべきであらう。

然り藩主忠徳と其臣重行との關係は、水魚も雷な

らずといふよりも、忠徳は重行を遇するに國寶第一を以て推して居つた。因に、白井重行の略傳ともいふべき、重行の弟白井總六郎固の著である『野中の清水』に左の如く記してある。

ある時大殿忠徳の君吉田侯松平伊豆守信明。忠徳の嗣子忠器夫人の父に

御物語の序に君重行の御學問のことを仰られ何田侯追而出府あらば一面して物語をも承度と仰られければ、此度の出府は命ぜさせ給ひし也。

(野中の清水)

是より先き、忠徳二十一歳、即ち安永四年暮に藩の財政上に關し其整理を酒田の富豪本間四郎三郎光丘へ一任したのであつた。忠徳の光丘に對する信任状ともいふべき忠徳の直書を左に。

前々不勝手之所、打續物入多、當時ひしと差つかへ、當暮之取仕廻は勿論、明年より之仕むけ、一向手段無之旨、追々家老ども申聞、何にとも

我等存付も無之、晝夜しんるう可察候、依之其
方大義には候得ども、此末江戸、莊内幕方いか
様にも、相續相成り候様、中田七郎兵衛え申談、
厚く取斗吳候様、偏に頼候、相續には難替事故、
日用之事、此上不自由候とも不苦候間、厚志之
見へ候様、儉約之筋可取斗、尤存寄候はゞ可申
出候、猶追々可申候者也。

閏十二月二十六日(安永四年)

本間四郎三郎え

(貞正五位本間四郎三郎光丘翁事歴)

右の如く忠徳の直書にある通り、忠徳は、光
丘に異數の信任を以て財政整理を托し、併て農政
の改革を企て、其意見を徵したのである。光丘の
「富國民足論答申」及び「農政改革意見書」によれば

富國民足論答申書

臣光丘拜手稽首而言、曩辱賜富國足民論者、謹拜
而受之、熟讀數回、雖不得知其撰者、實是微言

哉今幸得遭明盛之世、處不諱之朝、寬其罪使得
畢其辭、臣雖不敏、敢言上三策焉、夫天下爲人
之惡寒、而輒其冬、地不爲人之惡險而輒其廣君
子亦然、不爲小人之匈々、而易其行、何則天有
常度、地有常形君子有常行也、雖然臣又聞之、
天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、人道惡盈而
好謙焉、今夫欲富國足民、則無如薄稅斂、且夫
貸民賤利、而命庄長安民、教以謙約、職正百姓
風儀、時巡檢策勵農業、勤懲定制、而免衆庄長
之拜賀式禮、河南河北、各出一人令參勤、則乃
減其費用、薄民軍役矣、雖然薄租稅有術、斂貢
米、每斛減四升、則十萬斛爲一斛、積之五年、
則爲一斛、爾時無偏無黨、貧民之賑則初而可道
富國而已矣、誠乎、生民者爲國家之基、無農則
王公何以食、無農則妃嬪何以儀、天下之衣食皆
農是出、詩曰、嗟我農夫、我稼既同、上入宮功、
書爾于茅、宵爾索绹、亟其乘屋、其始播百穀、

猶是觀之、凡百皆從農出、而春鑿冰沖々、耕鋤
是勤夏不避炎熱、疲耘耨、夜苦入水、蚊虻噬膚、
秋猿狹罷鹿食田園、纔怠防嚴、至缺租稅、則父
老妻子、不得支歲月、飲食男女、遊觀高會、人々
實所欲、而農夫不能安寢食、偶不幸罹災病、負
債則雖水滴微、積々焉爲淵、卒至于溺而不可援、
悲哉愴悌君子、民之父母、雖道君子有常行也、
惄此盈而援彼溺、令民得其所、則郡國之廣、生
民之衆、庄長爲之田畯、時勸竭精全業、於富國
足民何難之有、臣光丘不敏、管窺蠡測、敢抒萬
一、誠惶誠惶、不勝戰栗之至、謹言上。

寬政癸丑季夏下浣 本間四郎三郎

光丘華押 下臣

(贈正五位本間四郎三郎光丘翁事歷)

農政改革意見書

乍憚口上書を以申上候

今度鄉方連々及困窮候義、畢竟御田地へ懸物等

過分に相増、御百姓迷惑之趣、被爲及御聽候に
付、右減方穿鑿物鄉方取べ之義、面々存知付も

御座候はゞ、申上候様被仰出奉得其意候。右之
趣者、先年より度々被仰出候へども、鄉方之義

は不容易儀に付、是迄不行届罷在、且御郡代方
專取扱之主に御座候へば、御辭退をも申上罷在

候春中も申上候通、御取立物之内にも御弛め不
被成下候はゞ、御代官取立物共減方見届候程に
至兼可申候哉然處御百姓扶助之義被爲思召、度
度被仰出候趣、御仁慈之御義、一統難有仕合奉
存候。右懸り物之義は、中頃々別而相重み、御
百姓竝入作之者共一同、難澁至極仕候段申暮候

由、夫に付此御序を以、御威光、勸農改革之義
をも御沙汰被成下候はゞ、年々耕作之精勤に寄
り、不限豐凶平作二割之違有之候様及承申候、
是を一組に束候へば、凡米二萬俵程相増、諸組

に及莫大成、出穀中積此割合推量候へば、專鄉

方肝要先務之儀と奉存候間、仕方之儀左に申上候。

具農馬拜借金元直三ヶ年賦肥し代金等元直其年限、返納相成候様仕度奉存候。

御田地打搔植付、草取三度共惣而五六度、其組大庄屋一村限、肝煎一人外に案内能存候者、先達に而致檢見、格別精勵成農人へは、大庄屋より御郡奉行並御代官へ相達、御褒美をも被下、若不精成田畠見當候はゞ、作人へ異見加其上、怠慢有之候者へは、過料爲出候様に仕、左様相成候者、大庄屋共御用に付、御城下へ是迄之通罷出候而者、耕作見届共に繁多可相成候間、年始誓詞之外者罷登候義御免被下、川南、川北共に年番壹人宛罷出候様相成候はゞ、末々迄吟味も届村役人共も自ら往來も間遠に可相成哉、左候者、鄉方懸り物共に薄く可相成と奉存候、且又先年も被仰出候、農具並農馬肥し等之仕入相成兼者へは、御郡奉行並御代官より大庄屋へ申達、農

一 鄉方困窮之族、御年貢不納、年々相疊候に付、不得止事村役人相談を以、御田地、質地、致借用之米金、諸組大分之義にも可有之哉、難計知義に御座候へども、以來取べ之義被仰出、

格別之御憐愍と奉存候間、先年御内意をも申上候義に付、今度御才覺金貳萬兩郷方へ、拜借之義御沙汰被下置度候、尤拜借之御利足百兩に付年利五兩に被仰付、郷方へは七兩に相定申度候、其通被仰付候者、是迄御田地賣券證文、諸方金主之者共へ相渡置候、質地之分大庄屋、村肝煎壹人宛罷出候之分、御郡奉行相糾候上、證文改、入替拜借仕候者、只今迄米金共、譬へば元米百俵借用利足壹割五分を貳割貳割五分、中積貳割此利米貳拾俵、遂勘定候處、七俵位之利に相成候得者、元百俵之上にて壹ヶ年拾參俵宛淀に相

成、又百兩借用此利貳拾兩出候處、七兩に相成

候へば、十三兩之定に相成候間、是を只今迄致

勘定來候心得にて、五六年之内除置候者、右拜

借金告上納に可相成哉、其後は自分物に相成候

間、以前賣讓置候分共、年期時以_レ相對取戻し申

候はゞ、郷方大分之益相見申候、右拜借金御利

足五兩之處、郷方へは七兩に相定申候者、壹ヶ

年此出同金四百兩位年々に相見申候間、此内

農具並農馬肥等之御貸金に向、其外右懸之役人

用紙、筆、墨、御手擬被下金又者農業出精成者

へ、追々御褒美被下金惣而是等入用請拂向候様

仕度奉存候。

一 懸り物減候義、他に越相增候處、被爲及御

聽、御氣毒之趣一統に甚奉恐入存候、公領並御

領分、松山、羽黒分御年貢浮役出方承候處、間

違之程も難計奉存候得共、大概序を以認申上候

萬壹石 公領免四_ツ五分
外壹_ツ懸物浮役

此出来壹俵壹斗五升 右五_ツ五分
高壹石 御領分免五_ツ五分
外貳_ツ貳分懸物浮役

此出米壹俵三斗 右七_ツ七分

高壹石 松山免五_ツ五分
外壹_ツ五分懸物浮役

此出米壹俵貳斗 右六_ツ

高壹石 羽黒免五_ツ
外壹_ツ懸物

此出米壹俵貳斗 右七_ツ

但此度懸り物穿鑿仕至極減候處、凡米壹萬俵位

減候へば、是を總御高へ平均し、引方壹石に付

納貳升減に相成候、又五六年も過御嚴密之上、

二三萬俵も減候ばゞ、四五升位相減古來に准候

者、壹斗位も減候様可相成候得共、其引合者年

數歷不申候者、相整申間敷奉存候。

右大概積爲御競認差上申候、右貳升位減候之節、

御代官取立物、並組遣、村遺惣ての取立物米、

金錢、此度郷方改革被仰付候に付、御郡奉行立

會請拂見届、先五ヶ年之内格別拂方省略、減方

吟味仕候者、米金大分之請拂之内より餘程之淀出可申候哉、右取立是迄形に仕置減候分者、當暮方別段備度奉存候、且又此度御代官存念にも口口相見候通、從上も鄉方格別御憐愍被成下置候者、御種筋御種夫食三割利之内壹割又は壹割五分御緩め被下度候、並鄉御普請米之内三千俵差出米之内千五百俵御緩め被下、是等も五ヶ年備置候はゞ、夫迄には御勝手向、御模様共相分可申哉、右御緩被下候分、並諸組米金請拂之上減候分共、當暮方懸物減候様に、一統取計候はゞ、此度被仰出候、御仁政へ可被爲叶候へ共、前々委申上候通、譬へば米壹萬俵減じ是を御高壹石へ平均貳升減じ、拾石高へ米貳斗減、相見申候。多年贏に候へば、是にて鄉方取直候處、始終行届兼可申候哉、強而御取急思召候はば、此上御手擬等も隔段御增之御沙汰可被下候、左候はゞ御勝手向御差繰へ、若相障候程も恐入

奉存候、御迂遠に可被爲思召候へども、右申上候御緩被下置度、兩口御米並御代官取立米金拂方減少之分是迄形に五ヶ年之内取立減候、米金をも別に備置兩口之米金より當暮貸渡、組遣、村遣並來春に至、累年之通、才覺夫食貸米に向、其外此度貳萬兩御才覺金貸届不申候分へ、五ヶ年之内如併一統信用之上貸廻相疊候者、六ヶ年目に至米高五六萬乃至十萬俵にも至可申様奉存候其節に御沙汰之上、鄉方以來之備夫食を初、尤當時御家中月貸米同様春夏之内四五度貸渡、並組遣、村遣其外用金相備其餘分は、困窮之御百姓共、格別之御手擬被成下候はゞ、是迄之懸物之内彼是減方も相見可申候。鄉方に而借用物無之候得者、田畠自然買戻可申哉、是迄年來鄉方弱御座候故、田畠質に出し、此爲年々過分之米金利を出し、其外御田地讓渡候得共、右之通御助成被成下候者、自然鄉方強に隨、終には請返

し買戻候様可相成と奉存候。中古上方筋勢州邊より兩御城下へ數多住居仕、田畠をも相應に所持致徘徊相見候處、近來店並田畠を賣譲り多く在所へ引退候様に相聞申候。是等は直に御當地之強處にて、以前自他共に雖金主、今蒙御恩澤候。拵寺社莊嚴等之義も費成事之様申ならし候得共、公義を始古今共諸國嚴重に取扱、於御當地も、以御威光諸山並町、在、堂、社相應に付、他國よりも見物參詣追日彌増候間、此爲渡世之者幾千人と申義に御座候、是亦自然之潤廻り專御慈悲と奉存候。右此度郷方懸物減方並取締り之義、御仁政被仰出候奉伺序勸農改革並御手擬御才覺金等之義をも申上、御物入之筋、且御代官並郷役人共、當分迷惑成取計之趣共に申上候五ヶ年之内仕來不泥御憐愍之程一統厚奉存、郷方行末取立之義、嚴重心掛候はゞ、年を歷自然に御恩澤に浴し可申と奉存候。併固陋之拙者進

退不相辨申上候段、甚恐入奉存候、何分御許容之御沙汰をも被成下候はゞ、於拙者難有仕合奉存候。以上。

丑 七月（寛政五年） 本間四郎三郎

（贈正五位本間四郎三郎光丘翁事歴）

忠徳は右の如く光丘の意見をも徵して、着々改革の歩を進めたのであつたが、未だ根本的救濟を遂げることは出來兼ねつてあつたらしい。そこで忠徳は前に掲げし如く重行の意見を徵し、又寛政八年の初春頃にも再び重行は勿論、其他の家臣に對して、忌憚なき改革意見を徵したのであつた。先づ重行の意見書は次の通りである。

一 今度郷方の義、御改革同様被仰出候に付、拜借米金郷方へ被下切、並脇借等委細以帳面申上候通、段々相片付申候。今普請之儀も先請負に被仰付相済申候、先年の逋受負に而相済申候は、郷方の益者勿論、上の御益道も相見不申者

相濟不申候、若相濟不申義も御座候節は、是迄之舊弊相改主法組立可申上と奉存候。

一組々地盤帳面相揃次第追而可申上候、荒瀬、

平田、遊佐、狩川、中川の五組は御年貢正米にて皆濟仕候、主法に相立可申哉と奉存候。櫛引、山濱、京田の三組は正米不足にて他の產物等引足、御年貢皆濟仕候故に、別主法相立可申上奉存候。

一當年夫食拜借被仰付候内、寸志金にて御貯金に相濟候、三千兩分の米六千俵位、當暮より組組備米に仕、鄉藏へ糲にて相納、年々に相増凶年御座候而も、御成箇米より、夫食拜借不被仰付、相濟申候様仕度奉存候。鄉方は夫食有之候得は、金賦無之候而も相濟申候者に相聞候間、内才覺不自由に相成候儀、行直の御主意に者却而宜敷奉存候先年氏家嘉右衛門荒瀬御代官相勤候節、役人前内才覺致制禁置候由、能民間の弊

を存候者と相見申候、是故荒瀬役所者崩に至申候得共、鄉方の取べ置、外七組と者格別に相見申候。

一御代官所より加居候無盡之義、御代官評議の上、何分破に至不申様可致、竝鄉方役人前無盡新規の分者、御停止に候へども、只今迄有之候無盡者、譯合承候上、可申達候間、申聞候様申達置候處、舊冬御代官申聞、色々評議仕候へども、一組六ヶ敷候へば、總組方に指障候に付、大概相斷、先當年迄延置候旨申聞候當番に至拙者とも評議仕、先年遊佐役所崩に至候節、無盡の分本間四郎三郎本間光丘引請相濟候由故、今度八組無盡不殘四郎三郎引請候はゞ、始終四郎三郎益の筋も眼前に相見諸人迷惑も無之相濟可申と、内々下役人を以申遣候處、御沙汰の上に候はゞ、隨分引請可申由申聞候へども、内存は右に付内才覺米金、當時返済口相申付度事に相

聞申候、其上先年遊佐無盡引請の義、委曲爲承候處、不殘引受候事には無御座候由、旁以四郎三郎へ仰付候事氣遣奉存候間、是切に仕無盡立

潰の義、何分連中評議次第に仕度奉存候。

一 郷方御田地、善所有福の者所持に相成候分、

移敷事にて郷方へ取返事急には難相成義と奉存候。御代官内意申聞候者、入作の分作得米に從、

困窮與内米相置申度候、是迄も與内有之候へども、今度御改革には諸品物等相減候に付、尙又吟味の上申達、右與内米を以、總御田地所持の者、相救候得ば、拔賣の御田地郷方へ返り候同様に御座候旨申聞候、今度御改革被仰出候義は、

郷方困窮行直の御主意に御座候處、却而町家有福の者、郷方困窮の者よりも得利益事に相成、

其上御田地彌貴相成漸々郷方へ返候義、別而六ヶ敷相成可申と奉存候。旁以御代官へ爲取計申度奉存候。委細之義拙者共承致指圖無理成義無

御座様可致候。士民專要に取扱、町家の立潰に

不可構、古人申候義、民は國の本計にも無之、

町家者、財利賢者故如何様にも渡世致者と相見

申候。殊御田地所持の者有福故、少々迷惑仕候

計の事に候。拔賣之御田地表向に相成候得者、御取上の御法故、少々の義は不構可仕筋と奉存

候。與内之事に仕候得者、先早速諸事相片付、當年相應の作合に御座候はゞ、郷方安堵可仕候間、來春に至、衣服等の被仰出御座候而も、可然哉と奉存候。乍去御法令の義者、郷方計へ被仰出候事に而は、行届申間敷哉、過而何分御評議被成下候様仕度奉存候。

一 三年の御貯御座候様仕候儀、古今の常道に御座候間、何方近年中致成就候様仕度奉存候。

御郡中者珍敷地面に而、御入國以來他國より米買入候程、凶年一度も無御座と相聞申候間、三ヶ一は穀にて御貯三ヶ二者金に而御貯御座候様

仕度奉存候。乍然近年凶作甚多相成候と相見申候。萬治三年以來の控、拙者共役所に御座候處、去年中迄百三拾六年の間四ツ物成欠三ツ、代々附候凶作十六度御座候と相見申候。萬治三年より寶曆十三年迄百四年の内八年明和元年より去年迄三十二年の内八度に御座候。近年に至虫防候術自然相知、虫相見候へども、能時を考、油を指申候故、虫付の凶年無御座候由、左候へば近年の凶作昔年とは大違に相成、大切の御義と奉存候。全郷方困窮仕不手入の上、近年油粕等旅人買入候ニ付、田畠肥料漸く不足仕候故にも可有御座哉と奉存候。今度冲止被仰付且御仁政にて郷方漸く行直候はゞ田畠手入行届凶年不足にて相成可申哉と奉存候、總而天下の事天意半にて郷方漸く行直候はゞ田畠手入行届凶年不足作者相成間敷候へども、凶年に相成間敷年に凶作仕候者、人力不宜故と奉存候。御内々拙者申

土候趣書付指上申候。以上。
辰 四月（寛政八年） 白井彌太夫

（白井重行改革意見書）原書山形縣
飽海郡遊佐村白井新田白山神社藏

次に三矢伊兵衛安惠の改革意見書を左に。

乍恐愚案之趣申上候

一 今度百姓共困窮行直り候様被仰出、追々是迄之仕來惡風俗之儀共改り、百姓諸雜用、格別減可申候、誠以御仁愛之至難有事奉存候。近來世上一般奢侈之風俗押移り、庄内内之士風淳朴之家居、食物等まで花美相成候間、此度御改革ニ付諸雜用も輕く不自由無之様益驕奢之儀增長仕折角御精勤被成下御詮も無之困窮行直兼候事も可有御座哉と此段恐入奉存候。全体庄内の土地、平野打開、用水潤澤、田地多、畠少地ニ御座候間、米穀生出仕候事、他國ニ倍シ卑賤之者、乞

土地之事諸國一統存知罷在候故、他國之者多聚居候事ニ御座候。併米穀之外他國へ產物差出金錢取納候事無之候故、奢侈之風俗不相改候而是、後來糴米ニ而間合兼及困窮候、道理と奉存候。

第一百姓驕奢之儀、御制禁被成下度儀と奉存候。往古之儀は不及申上、三四十年以前ろは百姓共衣服、家居格別ニ相崩し候事一統存候儀御座候。當時伽羅油、傘を用ひ、謠、三味線、淨瑠璃等迄學ひ候事ニ相成候故、自然と農業にうとく、耕作之精力行届兼候間、豐熟之年柄も無之哉と奉存候。

一、百姓追々及困窮候根本ハ、田地を賣拂、惡敷田地計所持仕候ル、年々借方多相成、不納等も仕候事と奉存候。當時能田地之分大概町人、或ハ富豪之百姓田地ニ相成候様及承申候。是迄賣拂置候田地本主に相返候儀、容易難相成儀有之候、以來嚴敷御停止被仰出譯合有之、金錢差間

賣拂不申不叶者ハ、大庄屋、肝煎中吟味之上、其分拜借金被仰付年賦納仕候はゞ末々迄不離田地、耕作可仕儀と奉存候。若又其者耕作相成兼候者ハ、其村方水呑、百姓等ニ割預ケ、耕作爲仕可然儀と奉存候。惣而富豪之百姓有之候様、其近村及困窮候ものかと奉存候。貧富太違無之様仕度ものと奉存候。是迄賣拂置候、田地も年限掛り候分迄に、拜借金被仰付請返、百姓自分ニ耕作仕候様、被成下候はゝ廣大之御仁政と乍恐奉存候。

一、往古、孝弟、力田之者を賞候事相見候。孝子之御賞譽追々及承候得共、力田之御賞譽及承不申上候。因田地を所持仕候而も、農業精力を盡し、凶年にも數年來指上等も不仕相植候者ハ、御賞譽被成下候はゞ外之者の勵ニも可相成儀と奉存候。

一大庄屋、肝煎等御用ニ而ハ御城下に罷出居候

中、酒宴遊興等ニ而莫大之諸雜用相掛候様及承申候。今度之御改革ニ而、左様之儀者有之間敷候得共、以來町宿ニ罷在候儀、必至と差留代家ニ罷在、夜中門限嚴重被仰付度儀と奉存候。

一 御城下風俗三四十年以前とハ大違罷成、着服、花美を盡し、料理、菓子等迄、追々江戸風を見習、料理茶屋、仕出賄等迄、無行間便利相成候る、上下自由足り因窮仕候筋と奉存候。料理茶屋、仕出屋并新出菓子、食物類嚴敷御停止被仰付度奉存候。初ハ不便利之様ニも可存候得共、人々手前賄仕候得は、無用之費無之自然と儉約之筋罷成候。第一遊女御城下ニ有之候而は、萬端之御制度行届兼候、月々御改之上一人に而も隠置候者、當人は勿論、町役人五人組共嚴敷御咎候こと蒙り不申事にては、思々隠置候者可有之候。遊女宿茶屋、仕出屋等繁昌仕候程魚類引方多、價益々高直罷成、御在城之節御用御肴

差上候儀迄、差問毎度御肴屋共色々願出候筋も有之候、嚴敷御停止被仰付候得は、御家中、御給人、町方共ニ御慈悲之筋と奉存候。

一 御城下ニ而生業、成易きと申候より、懶惰百姓追々見習、農業を嫌ひ御城下に聚候而、益百姓人少、古來一人一反の地を耕候者、一反半、貳反半も耕候様相成候故、耕耨行届兼、豐熟之年柄も無之筈と奉存候。三四十年以前もは、追追鶴岡城下、家數之益候事過分相見候。其分百姓不足不相成、不叶事と奉存候。

一 百姓ハ農業第一稼可申所、商賣人追々相増、農人不足仕候。其村方ニ應シ、商札相渡置、村々相改、百姓る商人ニ不相成様仕度候。兩城下遠近之村方并驛場大村之郷中には、町家ニ見習或ハ遊女を隠置、又は無盡宿、遊興宿等渡世仕候者も有之様風說仕候。專業ニは有之間敷候得共、惣而之風俗(悪くカ)御座候間、右躰之儀

一堅御停止被仰付度奉存候。

一町人百姓之着服、甚花美罷成候、絹類堅御停止被仰付、町、郷中見廻役人被仰付、婚禮、祝儀、饗應有之場處にハ、無案内罷通、相改御制禁破候者ハ、過料被仰付下候(はゞカ)相止可申哉と奉存候。下々龜服不相成候而ハ、御家中、御給人御制禁行届兼可申儀と奉存候。

一兩御城下、吳服、太物類商候者、町人、百姓之ハ絹類一切賣渡申間敷段、嚴重被仰渡、仕入元共々相改置、時々御徒目付見廻り、帳面相糺出入相改、若相背賣渡候者ハ、過料被仰付可然奉存候。惣而町、百姓ハ御叱斗ニ而是、不相守者御座候間、過料程迷惑仕候儀は、有之間敷奉存候。聖人之世ニモ、贖刑と申儀有之候ヘハ、古來る無之候而不相成儀と相見申候。

一御家中着服之儀、前々分度々被仰出有之、御制禁相背候ニハ無之候得共、先年御國御目付中

御下向之頃カ、段々立派罷成近來ハ花美と申程ニ相成候而、不知(ハゞカ)御家中其以下ハ、御用捨之品ニ而モ、縮緬、紗、綾或ハ八丈縞、上田縞類目立候所、着用不仕、專木綿相用候様仕度奉存候。御給人、絹類一切御停止、支配頭奉嚴重申渡相背候者、急度御叱被成下度奉存候。打裂羽織ハ當時流行之品ニ而、侍分見分り候儀ニも宜敷候間、侍分計相用、御給人以下馬乘共ニ御停止被仰付可然奉存候。惣而衣服之御制度最初ハ不便利、却而不益之様ニ也可存候得共、後來過分益々相成候事御座候間、御大法之様子相心得、後年迄急度御制禁相立、馳不申様仕度奉存候。

一酒田御町之儀は、着船津に而他處者入込、繁華第一之地御座候間、是迄通、遊女差置遊女着服も、一通絹類御用捨被成下、其外町人共ハ綿岡同様被仰付可然儀と奉存候。

一 加茂浦、溫海、田川是又他領者入込候地故、

酒田同様遊女御免被成下可然儀と奉存候。

一 博奕之儀、度々被仰出も有之、町、郷中共御役人無油斷相廻候へども、兎角密々寄合候者有之様相聞申候。職業無之者ハ寺社領御給人屋敷は地主、相改町、郷中ハ肝煎五人組等申合、遂吟味候間、其處ニ差置不申相拂下候、自然と遊民不足仕、御制禁行窟可申儀と奉存候。博奕ニ差績、悪敷事ニ被存候者ハ、前句附ト申もの御座候。突賭と號し、過分諸勝負を仕、百姓ハ遠方開然之場之龍越、農業之閑を費し候、少々手跡に而も學得候若者共、追々見習農曠被拔候而も、博奕等と違、文藝ニ勵シ候事故、父兄之誠も成兼候、不容繁昌仕、百姓情易罷成候様、根本と奉存候。町人ハ強而差障にも、相成間敷哉に候得共、世上流行仕候得は、百姓計差留申候儀、難相成事御座候。一統御停止被仰付度奉存

候。

一 治平久敷程、奢侈相成候儀、古今通弊御座候

間、御制禁嚴重被仰付候而も經年ニしたかひ、

自然と奢侈ニ風俗打移候儀、難遁事故、後年益多事罷成、糶米ニ而交易合兼、金錢不足可仕儀

ニ御座候間、別產物生出仕候儀、備置申度奉存

候。第一漆、楮、茶、烟草之類植付させ申度候。

先年より願出候者も有之候得共、兎角郷方色々差

障を申聞候得ハ、不仕成就、仕兼候。必竟庄内

富饒之地方故、生業成易きる多事を厭候。後來

之益をハ不謀事と奉存候。差障ニ不背處ニ無毛

地、山腰通り土居、川行通杯爲植付申度奉存候。

一 諸商物直段下之儀、^{あきな}先月も被仰付候得共、無

間、元の如く高直相成候。酒、豆腐、直段同様

仕度候。改被仰付過分利益得不申、相互ニ清廉

ニ商候様仕度奉存候。最上邊ニ而上方より下物、庄内より相廻候分川登之運賃も有之候故、高直之

等之處、却而下直之もの相見申候。必竟庄内ニ
而過分利益拂候哉と奉存候。

一角力、芝居、諸見物有之節、其掛り役人共客
と稱し、大勢召連無札錢見物仕候者、多御座候
様相聞候。他處者え對し候而も、不宜仕來御座
候間、必至と指留申度奉存候。江戸表角力、芝
居拵致右様之儀無之儀と相聞申候。

一大山、余目其外御預地之百姓共、御制禁外之
様相心得、着服、花美を盡し、或ハ密ニ博奕諸
勝負事も有之様相聞候。其邊之村方見習御制度
相背候者も、可有御座と奉存候。御預地方之も
嚴重被仰付候様仕度候。

一 武器之儀、武士之嗜には御座候得共、近來甚
花美麗成平士之着類に而も、大將同様之仕立等
も相見、或ハ古作を好其身不相應之儀ニハ不背
者も相見申候。必竟好事と申ものに而、軍騎之
專要を心掛候ニハ無之、數敷儀と奉存候。飾、

花美を不好、用方を専要ニ仕、從者之貨物等迄
全備仕候様、一統爲心掛申度奉存候。何分被仰
出方も可有之哉と乍憚奉存候。

右愚案之趣、誠以小兒之見識、恐多奉存候得共、
御内々御尋ニ付存付候趣申上候。以上。

辰 四月（寛政八年） 三矢伊兵衛

（三矢安惠君藩政意見）

於茲、忠徳は右重行等の改革意見を基礎とし、
愈々大改革の實行に取りかつた。先づ第一手段と
して、藩廳の府庫より、農民に種々の名目にて貸
付たる金凡壹萬參千八百餘兩と米凡八萬參千參百
餘俵を、悉く「下され切り」の特令を發して是迄の
貸借を一切無しといふ帳消の德政を布き、此他農
民が高利の負債に係る巨額の金穀をも、毎々輕減
することを命じ、併て彌々節儉を奨め、勸農を令
し、奸曲を改め、嚴に驕奢を戒めてあつた。参考の
爲め『野中の清水』の一節を掲ぐ。

寛政の七年初て、其事改革のことを仰出らる。掛りの御役人御家老には酒井吉之允了知、竹内八郎右工門茂樹、御郡代は服部十郎右工門と君白井重行となり。その外の御役人にも、御仕法御改掛とて、人々御ゑらひありし、扱て君白井重行に其改らるべき御趣意の大凡をあらかじめ記して奉れと、御内々仰下さる。(月のことなり)是は寛政八年四即ち其目をしるして奉り給ひしに、御悦なゝめならず悉く思召にかなひぬとて、皆その旨に任せらる。(かく豫め記して奉り給ひしに、後に其事行はれしに至りて、毫厘もたがふことなかりしなり。其事は皆司農府に書留あれ記さす)惣て此度の御仕法、事多きことなれば、一々記すに及ばず、大要一二をしてるさば、前にも書し如く組々にて、拜借の米借の米金又御代官の才覺として、貸し渡せし米金夥敷ことにて、第一困窮なる百姓ほど、借物多き事なれば、是最急成ことにて、其年の八月、上よりの拜借米金は不殘被下切といふになされ、御代官よりの

借ものも大抵下され切、あるは年延びといふことに仰下さる。凡拜借の米金八万參千參百俵餘、御代官の才覺として貸たる米金五拾万參千俵餘、金壹萬參千八百兩餘。其外大庄屋、名主の内才覺といふことの、米金幾萬といふ數をしらず、かゝることなりければ、たとひ豊作なりとも借りものゝ元と利を合せて納ることなれば、一粒も民の手に入るべきやうなし。扱貸し物といふ名はあれど、かゝる困窮の民なれば、いつ返納すべき期なければ、今は皆下され切と、仰出されけるにぞ、民の滋ひいはんかたなし。

云々

(野中の清水)

右の次第なれば、從つて儉約令の布告は他藩同様屢々行つたことは勿論であるが、藩主自身其範を示したといふことは、珍しいことであらう。殊に藩主が其奥向の經濟に付て大改革を施したとい

ふことは、實に痛快なことの一つである。即ち『存耳錄』の一節によれば。

公忠德御儉約被仰出シ初ニ、御手元ヲ嚴敷御取縮メ、御臺所及ヒ御料理人ヲ被廢、奥御賄ニ被仰出、或時鹽引ノ切身ヲ燒キテ、指上シニ半分被召上殘リハ夜ニ給ヌベシ取り置ケヨト被仰出、頓テ御夜食ニ彼塙引ハト宣ヒシヲ、夫ハ御手附タル故、女中トモカ頂キヌ、召上ランニハ別ニ可差上ト申上シニ、御氣色變ラセ玉ヒ、ナゼ申付タルヲ其通ニハセヌソ、以後能々心得ヨト、御叱リ成サレシ。又常ニハ御行燈ヲ被用ケレドモ、御夜食ノ折ハ暫時蠟燭ヲ替ラル、御膳濟マセラル、ヤ否、直ニ御蠟燭ヲ消サセ玉フ故ニ、一挺ノ蠟燭ヲ數日用ヒラレシトナン。奥向キヘ御儉約被仰出シ始メ、長谷川宗兵衛ニ内御用人被仰付、依テ宗兵衛諸事嚴敷取縮メケレバ、女中トモ難儀ノ余リ、頻リニ兎ヤ角ト訴ケルヲ、公

聞召シ能シ、我等ヨリ篤ト云聞セント宣ヒテ、

擬宗兵衛ヲ召シ、マタク緩ヤカナルヲ、今一

層嚴敷セヨト、被仰ケルトゾ。

寒中ニ肴屋ヨリ太ナル鯛一尾御臺所ヘ指出セリ、疋也ト申上ル、公聞召如何ニ珍ラシケレハトテ、二歩ノ鯛ハ給ラレヌソ、返セヨト被仰出ケル。

斯テ夕方ニ及び、先程ノ鯛ハ余リ高直故、一旦ハ思ヒ止リタレ共、今ハ悔敷成タレバ、買上ヨト被仰出シ故、又肴屋エ申遣セシニ、早ヤ賣レタリト、此旨申上シニ、公御氣色ヲ變サセラレ、我等モ遠慮シテ買上サル物ヲ、誰カ買タルヤ、姓名ヲ尋ヌベシト、仰有ケル故、尋ネタリシニ、其折御代官ナリシ、林某ト云者ノ買得シ段、申上ケレバ、林ハ程ナク御役御免家屋敷ヲモ被召揚シ。

附記、假約に關する資料は此他種々あれど省略。忠徳は儉約の實行のみならず、舊來の陋習を破るにも、不言斷行の手段を以てした。乞ふ次の項を見よ。

忠器公忠徳御袴着ノ御祝儀前ニ、日限ノヲ御家老ヨリ伺タルニ、公忠徳近キ内ニ沙汰スベシト宣ヒケレドモ被仰出モ無カリシカヘ、再ヒ伺ヒシニ「イヤ忘レ居タリ、去ラバ今日コソ能カルベケレト、被仰。去レドモ今日ハ余リ差掛リテ、御間ニ合フマジト、申上シニ、公忠徳又御意ニ、物ハ廣大ニセズハ出來ヌト云フハナキ筈也ト、仰有テ、其日ニ御祝儀モ濟ミシト云。」
(存耳錄)

以上掲げたる如く、藩主忠徳は身を以て範を示し、而して衆を率ゐたるのみならず、其後藩内を八郷即ち八郷に分ち地盤を組織し、義倉兼社倉ともいふべき倉庫を充實させ藩の府庫(鶴岡七ツ森)もしく

より金穀を仰がずして、各組御代官役所にて、凶荒の貯蓄糲と貧民救助の金穀をも備へ、且つ米券の制度をも改正して愈々確立した。此事に就て『野中の清水』に記されたる所左の如し。

其後、漸々八組八郷の地盤を組立て、凶年の備まで盡く備り、たゞ大凶年ありとま、御藏より出さずして御代官役所にて救ふべくやうに成りぬ。また八組の内五組は(田を除く)年之内に、現米にて御藏納することに仕法たて給ひき、米札は是迄は賣買の紙なりしかば、賃札といふものたゞす有じに、今は別に一種の紙を渡かせてその紙外になきなれば、おのづから其後は賃札の弊も聞えざりけり。

田地ぬき賣といふ事は、昔より御制禁の事なるに、百姓困窮する時は止む事なく、町人、富豪のものより金を借りて、田を質物とするに、高金を望む時は、私に上田に下免を付けて、金主

に渡り、あまつぶへ下田に高免を廃して、己が

持高にする事と多くて、困窮の基第一なれど、

今俄に其田を百姓に返すことば、御金夥敷出る

ごとなれば、急には中々届きがたきに、今は

町人、富豪のもの、又は郷方にも有福の者の持

たる田へ、困窮與内米といふ（元より高かけ與内米と
は一割與内とて増したる也。）をかけて、御代官役所にて取立置、

困窮もの救ふべき備とす。是は町人など彼是い

ふべきことなれど、此度御仕法かへられしかば

今迄種々の取立かゝり物といふ（郷普請を初村遣金

りしと多か）ものも大半減じたる事なれば、町人など

の田持たる者も其益少からず（御改革以來、田地の價

止まして田もち居るほどの者は、品（下級のも）こ

そあれ困窮なるものにあらねば、其田を返さん

といふものをなかりけり。扱てこの與内にて、困

窮のものを救ひし餘りは、一年々に金にかへて御

土藏へ納め置事なれば、行末は百姓の備のみに

もあらざりけり。

三年の時あるやうにとの御趣意にて、三ヶ一は
糲にて、三ヶ二は金にて御貯あるべしと也。是

は御國莊内藩古よりいかなる凶年といへども、他

邦より米を買入れし事なき御國なれば、糲は三

ヶ一といふに御仕法なりし。

附記 農村に關する資料此他種々あれど省略

（野中の溝水）

以上の如く備荒貯蓄して凶荒の際の、救濟方法等を平常に於て確定して居つたから、後年の大凶年にも莊内藩では、一人の餓死者もなかつたといふことである。其證に他藩人の書認めた。「奥羽兩州況書」中の莊内藩の部を左に掲ぐ。

庄内 累年貯多キ故民不餓、不寒、隨分堅忍之由、其上領内本間外衛と申者、出羽一之者有之候而、毎日粥を數萬人へ施せしよし。又奥羽二州之大小名へ米穀數多出し用達すよし。

(奥羽兩州況書)

附記 此記事は忠徳の嗣子忠器時代即ち天保の四年なるべし。

本間外衛とは酒田本間四郎三郎光丘の子孫。

橘南谿著、東遊記にある鈴木今右衛門の慈善美談は、本篇の忠徳時代(天明四年?)凶作の際である。

忠徳は以上の如く藩政を大改革して農村を救濟し、且つ振興せたるのみならず、また教育の方に於ても實に觀るべき施設をしたのであつた。

此教育的の施設とは、即ち藩費致道館の創立である。此の致道館創立は忠徳と重行との問答に其端を發し居ると推察し得る。此事『野中の清水』に委しければ左に掲ぐ。

御前^{重行が}忠徳^のに召れ玉ひし時、忠徳 物語の序に仰られしは、藩士の風俗みだりかはしく、役人といへば、やゝもすれば私の事を爲し、あるは博奕をし、又若きものは遊所に行、みたりなるせしなといふこと絶ず、あるは、大勢徒黨して

天狗風など唱へ、人の門屏を打こはす類ひことあり、われ此事を患ること數年、それぞれに世話をもすれと、其時には少し事少きやうなれど、又いつしか程もなく元の如く成行也。是は一躰家法のゆるかせより出る事ともへはかゝる類の事は、嚴重に懲るばかりなる仕置もあるべしとあもへと、又若きものゝ一端の心得有るべしとあもへと、家中のものといへど違ひなるもあることにて、家中のものといへども、皆己か代に取立しものにもあらず、先代の勞ありて、數代奉公せし者の家を、只壹人の若氣の過により、其家を断んこと思ぬことにもあれと、いかくせむとあもふこと仰られける。君重行 答て申上給ひしは、是はありがたき思召にて、まことに御仁德とこそ申へけれ。擬此事は愚意に慮り候に、治世の永く續きてひとの心柔弱に成行弊にて、廉耻のなきより致す所にて候へば、急には中々行直りがたきことにやと、

恐ながら存奉るなり、たとひ嚴重の御沙汰に及ばるゝ共、其當坐計のことにて、惡き者は絶えぬ習に候へは、罪人のみ多く成候はん、もし此風俗を御改可被遊思召候ばゞ、迂遠なるやうには候へども、學校の教にあらずは行へくも候はずされど卒にことなるへき義にては候はず、數十年を経て、人々耻をしるやうになり、

又御役人をも、大概は學校中より御撰ひ遊はし候やうに成候はゞ、未々は自然に此風俗も改るべしやと、申上給ひしにげにさる事もありなんと、宣ひしのみにて何の御沙汰もなかりしに、其後數年を経ていかゞ思召れけむ、學校御建可被遊旨仰出ざる、地所も思召とて、

大寶寺の地(族屋敷と商人屋敷との接近地にして士商階級の人々は勿論、他藩の人々も自由に出入出來る様にせるものなり。忠徳の思召とは此事なり。)に御定あり、初は學問所と稱ふべき由仰出され、其後公義へ御うかゝひありしに、諸國學問の行はるゝ

は、公義にても御満悦に思召よし、仰出されしかば、扱こそ學校とは仰下されけれ。寛政の十二年はじめて、學校御經營ありて、君重行を以て祭酒とし、藩士の教育致候様にとの、御意なりし。其後御普請出來し時、學校の御趣意、惣奉行服部圓藏を以て仰出さる。

(野中の清水)

附記 大寶寺時代の致道館、口繪參照

忠徳の御趣意とは、致道館祭酒白井重行等に仰せ出された、忠徳の『學校御役人に被仰出御趣意書』のことである。即ち左に。

司業 祭酒

一 今度以御思召、學校被仰付候者、諸士之輩、孝弟者勿論、文武之業相勉、國家之御用に相立候人物追々出候様、被遊度御趣意之事。

一 當時文武之官、不相分如古代候得者、文武兼

備勿論之事に候得共、天性、得手、不得手有之者に候、其人所長致就成候様、常々遂評議可及訓導事。

一、明經循正、其身通古今、達人情、知時務、如斯人物者、誠國家之大寶候得共、兼備之大儒者

容易に不出之由、時々遂評議、天性可大者、致大成、可小者、致小成、各盡其材候様、教育肝要候、都而孝悌忠信、而、藝能有之者、國家之寶候條、不違御趣意様、助教輩之も申達可及訓導事。

一、少年輩、肄業之次第、肝要に候得者、諸生之學力、時々助教輩と及評議、會業等、相極、教育之序不亂様可致事。

一、諸生之中、東漢以下之書、讀申度と相望輩有之節者、得と衆議之上、相許可申事。

一、學校中、詩文之作、追而御用之儀も可有之候間、他邦に示候而も可宜哉と、遂評議候分者、遂々爲書留、冊に致置可申事。

一、不達詩文之輩者、章句之學、而、難明經義と云也、和人轉倒之讀候得者、其敝最甚數由、詩文之法も不一樣故、學之天性、得手、不得手有之由、得と遂評議、性質所近、致成就候様、可及訓導事。

學 監

敷由、詩文之業者勿論、諸書會讀之儀、祭酒、

司業之遂相談、會業相始可申事。

一、學校中、不法之輩有之候者、同役評議之上、惣奉行之可申聞候、惣而學校中、御締道不宜儀有之、勝手目付役方申出候者、是亦可爲同樣事。

一、學校之罷出候諸士之內、格別御用に可相立哉と見受候人物有之節者、副奉行、祭酒遂相談、同存仁候者、以封書、御近習頭取迄差上、可達尊聽事。

右之條々可申達旨被仰出候、尤學校御役人之外他見他言有之間敷候。

文化二年丑二月

助 教

一、他邦之儒生、學校來訪有之者、隨分子拿取拔酒、司業之申聞、評議之上、可及挨拶候、實來問之者候者格別、左も無之見受候者、學風等來儀、委曲相談申間敷候、尤學論等之儀、無之様相心得可申候。

一、御給人以下、好學之者、學校勝手通ニ罷出度旨、相望候者、評議之上相許可申候、若秀材拔群之者有之候者、祭酒、司業之申聞、可及訓導事。

一、典學兼助教
一、今度學校被仰出候御趣意之趣、祭酒、司業之申達候條、寄々奉承知、萬端、祭酒、司業之遂相談、相勸可申事。

一、不論諸生之長短、訓導恃天性候時者、其弊甚

一、以別紙、被仰出候、學校中諸法度、若犯候輩有之候者、典學之輩、一再心付不相用候者、寧

監え可申聞事。

一 學校中、取繩方之儀、典學之輩、萬事用心可申候、尤勝手向御地盤之儀、崩ニ不至様、勝手方役人共え、時々遂差圖、可致節節事。

一 惣而臨時入用之儀者、祭酒、司業え申聞取計可申事。

右之條々可申達旨被仰出候、尤學校御役人之外、他見、他言有之間敷候。

文化二年丑二月

學校令條

一 於學校、樂器之外、鳴物制禁之事。

一 墓、將墓之類、下々至迄、制禁之事。

一 平生、會飲酒制禁之事。

但、格別之譯有之節者、祭酒、司業可及沙汰事、尤藥物同様相用候輩、夜中獨飲酒不苦事。

一 講堂中、煙草制禁之事。

但、格別之譯有之節者、祭酒、司業可及沙汰事。

一 學業之儀、雖及論說至爭論牴觸間敷事。

一 學校拜見相願候者有之節、猥ニ不可許事。

事。

一 學校中、席順以年齡、相定不可亂事。

但、學校御役人者格別之事。

右之條々、堅可相守者也。

二月（文化二年丑）

附記 句讀師及び司書等の達書は省略

(學校御役人え被仰出御趣意寫)

右の資料を一覽すれば、忠徳の意中が、奈邊にあつたかを大略判明し得るのであるが、茲に蛇足を添へて置きたい事がある。それは典學、助教等へ被仰出書の中に「御給人以下好學之者、學校勝手通ニ罷出度旨相望候者、評議之上相許可申候」云

云の項である。蓋し、此時代藩校にて學問することを公然に許されて居つた者は武士階級の人々のみであるのが、普通の例であつたらうと思ふが、此の致道館では特に右の一項を掲げて武士階級以外の人にも好學の志あれば、相當の手續を以て、入學を許可することを得るの、寛大な制度を設けたから其結果、農工商階級の人々にも好學の風大に興り、寺子屋制度の學問所も所々に設けられ、従つて他藩よりも教育の程度が一步進んで居つた

から明治維新の當時に於て、他藩人も之を認め、且つ大に驚いたといふ話がある。因に、致道館の學風は、荻生徂徠の系統であつたが寛政異學の禁止に遇つても其趣旨を改めず、明治維新に至つた。學派略系上表の如し。

莊内藩に於てはまた兵器に關しても平時より相當の準備をして居つた、此事また『野中の清水』に見ゆ、即ち左に掲ぐ。

第一に、甲冑の御備なれば、他國に求めずして、
御國にて出るやうにとて、會所にて細工所をほ
じめさせ給ひ、是迄御貯ありし御小姓、具足の

——加賀山寛猛——白井重行莊内藩士。明治維新の
致道館祭酒
白井重勝莊内藩士。明治維新の
致道館司業　菅實秀莊内藩士。明治維新の
致道館司業。明珍よりはじめ、西
郷南洲に學ぶ。
附記　白井重勝の他に致道館の司業又は典學等を勤めたる人に
白井重行の門人多し。
白井重行江戸に於ては徂徠、春臺等の歿せるにより、松崎觀海
等に就て學ぶ。尙、重行の祖父久左衛門寸老は徂徠の門人なり。
白井重行江戸に於ては徂徠、春臺等の歿せるにより、松崎觀海
等に就て學ぶ。尙、重行の祖父久左衛門寸老は徂徎の門人なり。
御修覆、又藩士の着領をも新規にも、修覆にあ
すべきとて、江戸にて御抱へに成りし、岩井と
いふものを庄内に下して、明珍よりはじめ、そ
れの職人其事に得たるものと、撰はせ給ひ
て、其職に長じたるものは、御扶持等を下され
し也、されば今に至りて一つも、他國に求める

莊内藩主酒井忠徳の施政資料（國分）

ことなくして、いかやうなる甲冑も望のまゝに出来ることゝは成りし也。

「ニコソ。

(存耳錄)

(野中の清水)

忠德時代

忠德

附記 明治維新の當時、莊内藩が優秀な兵器＝大砲小銃＝を所有して居つたのは、幕府を佐けて薩長の兵を打つのが第一の目的ではなく、露國が北邊を脅すのに備へんが爲の兵器であった。

(大日本史料幕末外交文書参照)

以上掲げし各々資料により此時代の莊内藩政は如何なる状態なりしかを概略窺ひ得るであらうが。尙、参考の爲め其結果の一端を左に掲ぐ。

享和二年五月、御町奉行^{鶴岡}相良文右衛門守政勤務中、市中能治リ、出火等モ無ク、行方ナシ
迪届出ル者モナク、第一孝心奇特者等間々有之、殊ニ盜賊一切無之、牢屋モ空虚ニ成リシカバ、

公忠德^{之ヲ}聞召シ、斜ナラズ悦ヒ玉ヒ、御意ノ止賜アリテ賞サセ玉ヒシト云、斯非常ノツバ、

將軍家ヘモ御届ニナリシ物トゾ、之ヲ見テモ人

民數腹シテ安堵ノ思フ成セルワ、思ヒヤラルル

また天保十一年忠德時代に此の酒井氏が越後國長岡へ轉封の命を受けし時、藩内の農民等が一致團結して、轉封取消の願ひを其筋に運動せる結果幕府も止じなく右轉封令を取消したこともある。尙又、明治維新の際、莊内藩が(江戸取締等)目覺しき大活動を爲すことを得たのも主に此の忠

徳時代の餘澤にあるといふてもよからうと思ふ。

因に莊内藩は普通表高拾四萬石といふて居つたが、實收高は四拾萬石と評され、神田の大黒と稱されて居つた。神田の大黒とは江戸の莊内藩邸^{屋敷}は神田橋内^{現今印刷局の所}にあつたからである。然り現在舊莊内藩領^{山形縣東田川、西田川、飽海の三郡}の米穀產出高は約九拾萬石の由にて東京への廻米は約參四拾萬石に及んで居ることで、之れ即ち所謂莊内米である。筆を擱くに臨んで、忠徳一個人としては、如

何なる思想を持つて居つたか、其思想の一片を次に掲ぐ。

公忠徳常々被仰ケルハ、大名ノ勤メハ死ヌル士ヲ、多ク養フコソ第一ナレトテ、文武ノ獎勵ニハ深ク御心ヲ注カレシカド、柳營ノコハ朔望ヲ始メ、惣シテ普通ノ禮式杯ニハ、御構ヒナサレザリシヨリ、御引籠勝也ケリ。白川侯松平伊豆守定信老中ノ御聰明ヲ常々感稱シ玉ヒシカバ、ハ公忠徳ノ御勤メ玉エトモ、一向ニ聞キ入白川侯加判幕府老中ノ列ニナラレシヨリ、折ニフレテ御勤ノコラ公ニ勧メ玉エトモ、一向ニ聞キ入玉ハヌ。其故ハ一度ノ御登城ハ若干ノ費ナレバ、無用ノ失費ヲセンヨリハト、思召ケルヨリノコトゾ。然ルニ天明八年御出府以後ハ、御勤向絶テ御断リナク御精勤有ケルト云々。

前ノ御言行ノミニテハ、只御領國ニノミ思召深タ、其他ノコニハ與ラセ玉ハヌ様ナレドモ、左ニアラズ、其頃公邊ノ御徒ニ諸侯方、年頭ノ御

禮ヲ將軍家へ被仰上トキ、元日ニハ國主准國主等ニテ、御譜代家ハ二日ニ被仰上コナレトモ、元日ニモ御譜代家皆登城、是ハ國主方ノ登城アルヲ、警衛スルノ御用意也ト聞ユ。依テ御譜代家ハ元日御登城アルモ、追々退出セラル、去トモ公忠徳ニハ此徒ニ些モ違ハセ玉フコナク、國主殘ラス退出ノ上ニ御退出被遊。(其頃ノ唱ニ庄内様忠徳ガ御退出故、國主モ不殘引タル筈ト、皆人思エル由、御律儀格別ナリト、信用ヲ得玉エルト云フ)

公忠徳ノ御前ニテ、御側ノ人々、赤穂ノ義士ヲ稱美セシヲ聞召シ、イヤトヨ、感ズルニ足ラズ、六萬石ニ四十七人トハ不足也、今家中ノ者トモナラバ、一人トシテ其心ナキハアラジト仰有シ。

公忠徳本多中書君ト御懇意ニテ、折々御出會有リ、或時、中書君御出ノトキノ御咄ニ、田沼主殿守意次ハ頻リニ立身シテ、老中ノ席ニテ渠ガ上ニ

出ル者ナク、諸侯モ渠ニ追從セリ、我等ノ家柄ニ
テハ御互ニ、アレラノ者ニ詔フベキヤハト、有シ
カバ君公忠徳ノ御答ニ、即今ノ新家、治世ニハ我
儘ヲ振舞フトモ、天下ニ事アラバ、御邊ヤ我等
ノ尻ニ敷クベシト、仰ケルトゾ。

公忠徳御性質酒ヲ好ミ玉ヒシカ、御幼少ノ頃、御
父忠溫公酒ニ御障リマシく御壯年ニシテ終ニ
隠レサセ玉ヒシカハ、心珠院様ノ母忠徳殊ニ御心
ヲ惱シ玉ヒ、必ズ聞シ召シ玉フマジト、堅ク御
戒メ有シ後、御神酒ノ外ハ一滴モ聞シ召サレズ、
御側ニテ、時々ハ御祝ノ御土瓦杯ヘ、御酒ヲ無
骨ニ酌テ上シフモ、有シカトモ御口ヲ付サセラ
レシノミトゾ。

又、忠徳は和歌と俳句をよくした。

(存耳錄)

三千歳にたしかなりけり桃の花(桃の實自畫贊)
春風の誰か垣根にもさそふらむ軒端の梅のふか

き匂ひを (梅薰風)

淺からぬめぐみの露にもえじて、名もなき草も
春にあふらし (若草)

白玉か何そと野邊にとひよれとつゆとこたぶる
虫の音もなし (露玉似)

山賤のゆきかふ路やたえやせむ峯もふもともつ
もる白雪 (雪)

もろこしの夢みて國のまつりことたすくる人を
えたるかしこさ (夢)

いつくともなみ路の末は見えわかつ雲にこゑゆ
く蟹のつりふね

家人につきぬ嘉例や福壽草
幾千代の君に仕へよ松の花

ゆつたりと寄する二見や年の浪